

平成 29 年度第 26 回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

平成 29 年 12 月 20 日（水）午前 10 時 00 分～午前 11 時 17 分

2 場 所

人事委員会 審理室（新宿モノリス 25 階）

3 出席者

（委 員）青山委員長、濱崎委員、山極委員

（事務局）砥出事務局長、矢岡任用公平部長、櫻井試験部長、神山審査担当部長、秋谷
総務課長、船川任用給与課長、柴田審査課長、白濱試験課長、森山研究調査課
長、本間制度改革担当課長

4 議 事

< 議 案 >

第 56 号議案 東京都人事委員会規則等の一部改正について

< 報 告 >

報告第 26 号 労働基準法等に基づく定期監督等の結果等について（警視庁）

報告第 27 号 労働基準法等に基づく定期監督等の結果等について（知事部局等）

第 56 号議案 東京都人事委員会規則等の一部改正について

事務局から、下記Ⅰについて、東京都職員の退職管理に関する条例の改正に伴い、再就職状況の公表事項に関して規則改正を行いたい旨を説明した。また、下記Ⅱ及びⅢについて、給与条例等の改正に伴い各任命権者から申請・協議があった規則等の改正内容を説明し、申請・協議のとおり承認・同意したい旨を説明した。

Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正

- 1 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

Ⅱ 東京都規則等の一部改正

- 1 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 4 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 5 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 6 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 7 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則
- 8 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 9 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（全任命権者）

委員より、柔軟な働き方を進めていく方向は望ましいとの意見があった。

委員より、成績率の定義について質問があり、事務局から、勤勉手当の支給月数は、職員の成績によって増減する仕組みになっており、その成績に係る支給月数を成績率と称する旨を回答した。

委員より、テレワークが増加してきているが、そのような勤務を行うことによる成績率への影響について質問があり、事務局から、都におけるテレワークは勤務場所が違うというだけであり、成績率の段階の決定に当たり影響はない旨を回答した。

委員より、年次有給休暇の具体的な取得方法はどのようになるのかという質問があり、事務局から、1日の勤務時間が7時間45分の職員は「1日」単位での取得が可能であるが、フレックスタイム制勤務職員等のように勤務日ごとに勤務時間数が異なる職員については「半日」又は「1時間」単位での取得となり、例えば11時間45分の勤務が割り振られている日であれば「半日」単位を3単位取得するというような取得方法となる旨を回答した。

委員より、職員が年次有給休暇を1日で請求した場合に半日及び1時間単位、半日で請求した場合に1時間単位で与えてはならない規定を新設する趣旨について確認があり、事務局から前回の委員会で付議した一般職非常勤職員の勤務時間、休日等に関する規則と同様に労働基準法の趣旨を明示したものである旨回答した。

委員より、成績率の上限及び下限を設定するに当たり政策的判断はあるのかという質問があり、事務局から、従来と同様、上限については在職実態を反映した試算に基づき設定されており、下限については一定の割合で拠出を行うため機械的に算出されており、政策的判断は行っていない旨を回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

<以下、非公開案件>

報告第26号 労働基準法等に基づく定期監督等の結果等について（警視庁）

報告第27号 労働基準法等に基づく定期監督等の結果等について（知事部局等）

次回開催日程について

次回委員会は、平成30年1月16日（火）午後2時00分から開催することとした。